

第十四条第一項中「四千五百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 社会福祉士の登録を受けようとする者 四千五百円
- 二 法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書（次項第二号において「利用者証明用電子証明書」という。）を送信する方法により行う者にあつては、五百円）

第十四条第二項中「三千三百二十円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 介護福祉士の登録を受けようとする者 三千三百二十円
- 二 法第四十二条第二項において準用する法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元（利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、五百円）

附則第二条の三の見出しを「登録証の書換交付等の手数料」に改め、同条中「千二百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法附則第四条第三項において準用する法第三十条の准介護福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 六百元
- 二 登録証の再交付を受けようとする者 千二百円

附則第二条の四中「三千三百二十円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法附則第二条に規定する准介護福祉士の登録を受けようとする者 三千三百二十円
- 二 法附則第四条第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元

附則第二条の五の見出しを「登録証の書換交付等の手数料」に改め、同条中「千二百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第三十条の精神保健福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 六百元
- 二 登録証の再交付を受けようとする者 千二百円

（公認心理師法施行令の一部改正）

第三条 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「登録証の書換交付等の手数料」に改め、同条中「六千円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第三十条の公認心理師登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 三千円
- 二 登録証の再交付を受けようとする者 六千円

第四条中「七千二百円」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 公認心理師の登録を受けようとする者 七千二百円
- 二 法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 三千円（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、三千円）

附則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年五月二日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正

政令第八十四号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項及び附則第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「に当該扶養親族等」の下に「（三十歳以上七十歳未満の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（第七条において「特定年齢扶養親族」という。）にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族（第七条において「控除対象扶養親族」という。）に限る。）」を加え、「昭和四十年法律第三十三号」を削る。

第七条中「に当該扶養親族等」の下に「（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第一条及び第七条の規定は、令和六年六月以後の月分の児童手当及び児童手当法附則第二条第一項の給付の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の児童手当及び同項の給付の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正